

平成30年度松浪地区市民集会

議 事 録

日 時 平成30年9月8日(土)
午後1時30分～
場 所 茅ヶ崎市松浪コミュニティセンター

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

こんにちは。お時間になりましたので、「平成30年度松浪地区市民集会」を始めたいと思います。

本日の司会進行を務めます、よろしくお願いします。

では、まず、1番の開会の挨拶ということで、松浪地区まちぢから協議会会長、お願いします。

○松浪地区まちぢから協議会会長

皆さん、改めまして、こんにちは。本日は、松浪まちぢから協議会主催の市民集会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、行政側からも、市長をはじめ、両副市長、そして教育長にもご出席をいただいております。また、後ほどご紹介がありますが、各部の部長さん、課長さんにもご出席をいただきました。松浪地区ご出身の市会議員の方もご出席をいただきました。本当に皆さんありがとうございます。

今年は、6月の大阪北部地震に始まり、西日本豪雨、そして先日の台風21号、続いて北海道で大きな地震が起きました。このような大きな災害が続いて起こっております。犠牲になられた方々、また、被害に遭われた皆様にお悔やみを申し上げるとともに、お見舞いを申し上げ、一日も早い復興を祈念しております。私ども、これらの災害を教訓に、防災訓練などに生かしていければと思っております。

さて、私どもは例年、地域の課題を取り上げるべく、事前質問を募集しております。今年も27件の事前質問をいただきました。市の市民相談課に提出して、先日、回答をいただきました。これについては、質問をいただいた方には事前に、また、今日ご出席いただきました皆様には受付でその質問・回答集を配布させていただきました。

また、本日の市民集会の進め方といたしましては、事前質問の内容を精査いたしました。5つのカテゴリーに分類して、順次質疑を進めていただきたいと思いますと思っております。短い時間ではございますが、司会の進行にご協力をいただき、有意義な時間が過ごせますよう、どうぞご協力よろしくお願いします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

続きまして、茅ヶ崎市長、よろしくお願いします。

○市長

改めまして、皆様こんにちは。本日は、土曜日の午後、貴重な時間をご調整いただき、多くの皆様に参加していただくなかで、松浪地区の市民集会を開催していただきましたことを、まずもって御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、ご参加いただいております皆様方には、当地区はもちろんですが、本市のまちづくりに、様々な形でお力添えいただき、重ねて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

さて、今日は年に1回の市民集会ということで、今、会長からお話がありましたように、事前にいただいたご質問につきましては、文書をもって回答させていただいております。これをベースにしなが、いろいろな議論が進んでいくのだと思っております。これ

までの市民集会でも、皆様方からテーマを決めていろいろなお話をいただきました。また、日頃の生活の中でも、様々なご要望等をいただいております。

市では、限られた財政状況の中で、皆様がより快適に生活をしていただくことに向けて、引き続き対応してまいりたいと思っております。今日の市民集会は、皆様から直接ご意見をいただける貴重な場だと思っておりますので、どうか最後までよろしく申し上げます。

私から少しお時間をいただき、将来に向けた大切な取り組み開始の年ということで、市の状況をお伝えさせていただきます。前段では財政の状況を駆け足で、そして後段では、今年、将来に向けて2つの大きな事柄の議論をいただいております。そのことについて改めてお伝えをしながら、今後のお話をさせていただければと思っております。

まずは前段、財政の状況です。1ページ目の下にございますように、当初予算1,400億9,889万円余の予算を組ませていただき、現在、行政の取り組みを進めさせていただいております。5カ月が経過をしておりますが、ほぼ当初の予定どおり事業を執行させていただいております。

次のページは、上の段には文字で、下の段にはグラフで、その1,400億をどういった形で使っているかということを示しております。下の円グラフを見ていただきますと、5番の福祉にかかわる経費が非常に大きいということが読み取っていただけると思います。

そして、次のページの棒グラフは、これまで平成15年から30年までの財政の推移を、一般会計を例に挙げて示しております。まず歳入は、税金の伸びがほぼ止まってきている状況です。これから限られた財源の中で事業を進めなければいけない状況にあるというのは、ご理解いただけると思います。

次のページをご覧ください。上の段には歳出の性質別の状況をグラフ化しております。これを見ますと、下から2段目の扶助費は、福祉にかかわる義務的な支出にあたりますが、この費用がこの15年の間、すごい勢いで増えているということが読み取れます。過去、これから10年の間で、100億円近くの額が増えています。この増加を何とかするために、他の事業費を圧縮せざるを得ないというのが今の本市の状況でございます。

次のページの上のグラフは、市の全会計の市の借金、市債残高の推移です。これまで、平成15年度をピークにずっと減少の傾向にありましたが、ここ数年、若干増加をしております。これは、これまで維持管理をしてきました公共施設の安全性を高めるため、改修や建て替えをしましたので、若干事業債の増加がございます。

それに加えて、グラフの一番上になりますが、「臨時財政対策債」があります。本来であれば、国から地方交付税として現金でお金をいただくところですが、国の財政状況が厳しいということで、国に代わって各自治体が借金をして、その借金の返済金を国が後日お渡しする仕組みになっています。ここが急激に増えていることが読み取っていただけると思います。以上が「財政の推移」でございます。

そして後段、先ほど申し上げましたように、2つの事柄を今年度本格的に議論しております。1つは、ごみ処理に関する課題でございます。本市のごみ処理に関する課題として、3つの大きな課題があると思っております。

1つは、ごみの減量化・資源化の問題。これは皆様方にご協力をいただき、資源を細かく分別していただき、ごみの処分量を減らしていただいているところです。しかし、残念ながら、燃やせるごみの中には約13%の紙ごみが含まれています。これを減らしていけ

ば、もっと低コストでごみの処理ができるということにつながっていくと思っています。そういった問題が1つです。

そして、次にごみ処理施設。これは、ごみの焼却施設や燃えないごみを破碎する機械です。最終的に燃やしたごみを灰として埋め立て処分をしておりますけれども、その埋め立てている場所が、あと十数年でいっぱいになってしまいます。その後は、残念ながら、新しい処分場を造る場所がありませんので、市外に今も半分は排出していますが、その排出量を全量にしていかなければいけないということ、そういった取り組みの大きな課題があります。

そして3つ目は、ごみ処理にかかる経費です。今までの通常の処理だけでも年間で30億かかっておりますが、それに加えて施設の改修や、新たに市外に焼却灰を持っていくことになれば、費用がかかります。そうした問題が3つ大きくあります。それを解決するにはどうしたらよいかということで、3項目の取り組みが必要になります。

1つは、積極的に4Rの活用を進めていただくことです。資源化をさらに進めるためには、例えば剪定枝の問題があります。そうした問題の検討が必要です。そして、最終的には家庭ごみの有料化をしている自治体が、現在、全国で6割ほどあります。そうした問題についても本市でどうするのかを議論しなければいけないと思っております。昨年の後半から少しずつ市民の皆様方に現状をお伝えしながら、年間を通じてご意見をいただくということを進めており、この議論を引き続き対応してまいります。

その結果として、来年の秋の一つの方針を示します。これから市としてごみ処理の課題をどうやって対処していくのか、整理をさせていただくというスケジュール感で動いております。ぜひ、皆様、日頃の生活の中でお気づきの事柄も含め、ご意見を賜ればと思います。

そしてもう一つが、最後のページでございます「次期総合計画策定に向けた取り組み」についてです。皆様方とまちづくりを進めていく大きな指針として、「総合計画」を作っています。現行の計画は、平成23年から32年を終期にする10年間の計画として動いております。大きな考え方を整理し、どんな事業をしていくかを3年ごとに「実施計画」としてまとめ、事業を実施しております。平成32年に終期を迎えるので、33年以降の大きな道筋を皆様と議論をしていくことが今回の取り組みです。

昨年からの取り組みの状況を整理させていただき、最初に目標を立てたことがどこまでできているのかを皆様にお伝えし、これから10年、20年先の展望として、こんなことが茅ヶ崎のまちに必要なではないかというご議論をいただきます。それを今年度、来年度としっかりと進めさせていただきたいと思っております。

そして、来年度の12月の市議会では、その構想を議決していただき、その後、細部を決めていく流れで、これからの取り組みが進もうとしております。こちらの議論も、今年の後半から各地域でも皆様のご意見をいただく場面を設けたいと思っておりますので、積極的に参画をしていただければと思います。

以上、2つの事柄について、かいつまんでご説明をさせていただきました。

それでは、今日の限られた時間の中での市民集会を、どうか最後までよろしくお願いたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

市長、ありがとうございます。

続きまして、本日出席いただいております行政側の出席者についてのご紹介をよろしくお願ひします。

○市民自治推進課長

それでは、市の出席者をこちらの席順で紹介をいたします。

[行政側出席者紹介]

なお、副市長（A）につきましては、他地区の防災訓練に参加しております。後ほど遅参する予定になっております。よろしくお願ひします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございます。続きまして、本日、ご多用のところ、市議会議員の皆様にもお越しいただいております。ご紹介をいたします。

[市議会議員 中野幸雄議員、水本定弘議員、広瀬忠夫議員、永田輝樹議員を紹介]

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

それでは、議題に移っていきたいと思います。先ほど会長からもご説明がありましたが、今年は皆さんからいただいたいろいろな市に対する要望や質問を一度投げてあります。それについて、要約する形で、各部課長からご説明をいただきます。それについて、さらに何かご意見、ご質問がありましたら、受けたいと思います。

全部で13の項目、大きくは5つに分けさせていただきました。その中を細かく分類し、全部で13の項目に分けさせていただいております。それと、最後に当日質問という形で、1つの一般質問を受け付けておりますので、全部で14項目になります。限られた時間ですので、なるべく多くの方に発言いただき、いろいろなことを議論したいと思いますので、お時間の調整等をよろしくお願ひします。

では、まず1つ目の議題に移りたいと思います。防災関係について、防災行政無線の活用についてのご質問、ご要望等をいただいております。ご質問の内容につきましては、こちらで要約させていただきます。お手持ちの資料、「松浪地区市民集会次第」と書いてあるものの3ページ目からを順にご覧ください。そこには、皆さんからいただきました要望等を全部記載してあります。これを全部読み上げますと時間がかかりますので、司会から要約したものについてお話をしながら、各部長さんのご説明をいただきたいと思います。

まず1つ目。このままの放送内容では災害時に役立たないのではないかとというご質問をいただいております。不審者情報、空き巣、窃盗、孤独死、連続放火などの情報は注意喚起となるのではないかと。また、地震、津波、延焼大火災の警報を定期的に実施してみたらどうかというものです。それともう一つ、東日本大震災時に市民がどのような行動をしたのか、行政としてアンケートをとったのか、その後の防災訓練等にそれが生かされているのか、というご質問を受けています。

では、行政からご回答をよろしくお願ひします。

○理事兼市民安全部長

まず、防災行政用無線の活用についてです。「茅ヶ崎市地域防災計画」に定める災害時の非常通信手段として使用する他、平常時には光化学スモッグ注意報等の発令・解除、行方不明者等の捜索など、市民の皆様の生命、身体及び財産に影響を及ぼすおそれがある場合に限り、現在、使用しております。

本市では、警察からの振り込め詐欺等の犯罪の情報提供依頼を受けた場合など、緊急、やむを得ないものに限り、防災行政用無線の放送を行っております。

続きまして、各種サイレンの音につきましては、定期的な試験の放送は実施しておりません。こちらの各種サイレン音を確認する方法といたしましては、市ホームページ等では各種サイレン音の音声データを試聴いただけますので、ご利用いただければと考えております。

続きまして、東日本大震災から1年過ぎた地震発生時及び津波警報発令のアンケートを調査したのかというご質問に対してお答えさせていただきます。

東日本大震災に関連し、本市としてアンケートは実施しておりません。しかしながら、平成28年度に内閣府と合同で実施しました津波訓練などにおきましては、「日頃から津波の避難先を決めているか」、「大津波警報発表から避難先に避難するまでにどのくらい時間がかかったか」といったアンケートを実施しております。このようなアンケートを実施することで、住民の皆様の行動を把握させていただくことは大変重要なことと認識しております。今後につきましても、個別訓練等におきましてアンケートを実施し、把握に努めてまいりたいと考えております。

また、こうした状況を踏まえ、平成28年度から地域の皆様と連携をしまして、地区防災訓練等で、これまでの熊本地震等において課題となった情報受伝達方法の確立などについての訓練を実施しております。

今後につきましても、各地の災害被害や対応状況の研究を重ね、減災効果がより図れる訓練の実施に向け、地域の皆様と連携し、進めてまいりたいと考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございます。他にこれについて、さらなるご質問等ございますか。

ご質問等をされる方は、所属、住んでいる地域名と名前をお願いしたいと思います。

○男性（常盤町自治会）

常盤町自治会です。防災行政用無線が非常に役に立つことはわかります。僕が経験したことで、大きな嵐による停電や、河川が氾濫して橋が通れなくなったことがあります。そういう情報は全然こなかったと思います。例えば、僕は常盤町に住んでいて停電になりましたが、市内のどこが停電になっているのか。また、この河川は氾濫していて橋が通れない。行ってみないとわからないです。ここに書いてあることではなく災害の現状。どういう被害があったのか、人数まではわからなくていいが、市内を移動するのに困るようなことがあっては困るので、そういう情報を入れられないかなと思って、昔質問をしました。そのような情報は厳しい規約や制約があり、やたらと放送するのは難しいと思いますが、

内容についてはもう一回考えてほしいと思います。

○理事兼市民安全部長

ありがとうございます。まず、今お話がありました停電情報等について、市内に大規模停電等が発生した場合は、速やかに防災行政用無線等を活用して、その情報を提供させていただきたいと考えております。

また、河川の水位情報などによる氾濫の危険等の情報について、避難準備情報発令ということで、防災行政用無線を活用して皆様に情報を提供する形で現在進めさせていただいております。

○男性（常盤町自治会）

繰り返してすみませんが、河川が氾濫しそうだという情報ではなく、氾濫していて通れないといった話を出してほしいということです。それだけです。

○理事兼市民安全部長

その件については、今後、状況を判断して、情報の提供のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

他にございますか。無いようですので、次にいきたいと思います。

申し遅れましたが、ここにいただいた要望等は、全て市で持ち帰っていただき再回答いただく形をとります。この場ですぐに回答できないこともあると思いますので、そういう場合は、また後日のご返答になると思います。これは、まちぢから協議会で責任を持ってご回答できる形をとりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして、防災関係の2つ目に入ります。感震ブレーカーについて幾つかご質問をいただいております。

まず1つ目のご質問は、感震ブレーカーの設置申請における交付決定後、変更ができない点、申請をまちぢから協議会経由でせずに直接自治会と行うべきではないかという点、防災備品に対する補助金の取り扱いと同様にすべきではといった点についてご質問をいただいております。お願いします。

○理事兼都市部長

日頃より感震ブレーカーの設置につきましては、自治会の方とまちぢから協議会をはじめ、本当にご協力いただきまして、非常にいいスピードで設置が進んでおります。

今回いただいたご意見は、私どもの説明が少し足りなかったと思ひまして、ご心配やご不快な思いをさせてしまい、本当に申し訳なかったと思っております。順次ご説明をさせていただきます。

まず、「交付決定後の金額の変更が生じないように」について、我々がお願いをしたということでございますが、ちょうど平成30年度から感震ブレーカーの設置が、市域の多くの自治会やまちぢから協議会から申請される可能性がございました。ですので、当初予

定していた個数をオーバーしてしまう可能性が出てきてしまいましたので、事前に個数を把握させていただき、早いもの勝ちではなく、できるだけ多くの地域の方に取り組んでいただきたいということで、このようなお願いをさせていただいたものです。補助要綱につきまして変更を認めないということは一切ございませんので、今年度の取り組みの仕方、運用の仕方をお願いしたものでございます。いずれにしましても、少し説明が足りなかったと思います。その点は反省をしております。

それから、「自治会で」というお話でございますが、平成27年度に松浪地区をはじめとして、6地区でモデル地域を設定しました。感震ブレイカーの設置について検証を進めてきました。その内容について、松浪地区をはじめとした6地区で意見交換をしながら、補助制度をどのようにしていくべきかというお話もさせていただきました。

検証の結果として、主なものとしては、本来、感震ブレイカーは自助の取り組みであると思っておりますが、やはり面的に広く普及させる必要があるということで、個人ではなく、まちから協議会や自治会で取り組んでいただくことが、一番効率がいいということがわかってまいりました。

それから、高齢者の方が増えてきており、ご自分で設置をするということがなかなかできないので、地域の方がサポートをしながら進めるのがいいだろうと思います。そのことで、その地域の中でその地域の人たちの顔がわかってくると、それ以上の効果が生まれるのではないかとということが検証されました。

もう一点は、感震ブレイカーのご意見も頂戴しましたが、いろいろなブレイカーの種類があり、全部同じようにつけるわけにはいきません。いろいろな付属器具の設置は、自治会ごとの知識や経験にばらつきが出てきているということがわかってきましたので、まちから協議会の中で取り組んでいただくと、自治会同士の横のつながりや、知識・情報の共有ができるのではないかなと思います。今回の制度については、まちから協議会を窓口として進めさせていただいているところでございます。

それから補助金については、消費税込みということで、はっきり言ってわかりにくいです。皆さんにとっても混乱することになると感じるので、少し調整をさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今回いただいたご意見は、補助制度がこれで確定しているわけではなく、これから地域の方に使いやすいような制度にしていかなければいけません。今回、貴重なご意見をいただいておりますので、こういうものを生かしていきながら、今後の制度改善に移ってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○司会（松浪地区まちから協議会副会長A）

これにつきまして、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

この場でもし意見がない場合は、まちから協議会にいただければ、まちから協議会から行政に伝えますので、ご意見いただきたいと思います。

次に防災関係の3つ目です。危険ブロック塀等の対策についてです。これはいろいろな自治会からいただいています。今回、行政からも各自治会にブロック塀の危険場所の調査をしてほしいという依頼がありました。その中で、本当に緊急性をもって対処する姿勢があるのか、倒壊が懸念されるブロック塀や大谷石の塀が結構散見されるが、今回の調査結

果に基づいて、どういうアクションを起こす予定なのか、というご質問をいただいています。これについて都市部長さんからお願いします。

○理事兼都市部長

これにつきましても、地域の方に非常に協力をいただき、本当にありがたく思っています。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

今年の6月18日に起こった大阪の北部地震では、本当に痛ましい事故が起きたということで、本市として、できるだけ早く取り組みを進めなければいけないということで、いろいろ細かなところの議論がされずに、そのまま考えながら進めてきてしまったところもあります。これから、その辺について修正しながら進めていきたいと思っております。

6月18日に地震が起り、その後7月に、本市では通学路について、まず点検・調査を実施いたしました。その際、通学路は200キロの調査を行いました。この200キロの中で、危険、心配だなどというブロックが1,000件ほどございました。その後、順次公共施設の点検をしました。その他の部分、一般の民地にあるブロック塀について、まちぢから協議会にご相談をさせていただきました。行政だけでは人的にも非常に限界があるため、まちぢから協議会にご相談させていただき、こういった形でご協力をいただけるかということをご相談申し上げます。まちぢから協議会では、速やかに対応しなければいけないということで「一緒にやりましょう」という返事をいただいて、現在取り組んでいただいております。

今後につきましては、まずご自分のブロック塀をもう一度よく見てもらわなければいけません。そういう周知啓発は、広報紙やいろいろな媒体を使って進めてまいりたいと思っています。

それから、実際にお話を聞いていると、自分のところにブロック塀はあり、直したいが、年齢的に投資できないとかお金がないという話も聞きます。その辺は我々が、緊急措置ということで、現行のブロック塀に関する補助制度の体制を、今回の議会で初日に議決をいただき、補助できるよう整えました。これから除却、もしくは改修についての申請を受け付けていきますが、10月ぐらいから申請を順次受け付けて、解消に取り組んでいただきたいと思っております。

また、自治会が調査をしていただいたものや、我々が調査をしたものについては、危険性が懸念されるようなブロック塀の所有者に直接ポスティングをして周知を図っていきたいと思っています。その中でさらに危険性のあるものについては、お会いしてご助言をさせていただくことも今考えております。

いずれにしても、制度もできましたので、早急に周知を、今月から順次始めてまいりたいと思っております。

それから、大谷石につきましては、これもブロック塀と同じように建築基準法の中で、高さの規定がございます。1.2メートル以上が対象ですので、大谷石や万年塀、今回ご意見を頂戴したところについても、ブロック塀の対応と同じように対応をしていきたいと思っております。

今回の調査をお願いした目的についてお話しします。今年度は現行の制度を使って皆さんにご支援をしていきますが、来年度以降、どういう形で制度を作るのか、作らないのか、

その規模をどうするのかということ、これから庁内で議論をしていかなければいけません。その全体量や状況を把握する必要があるため、今回、地域の皆様にもご協力いただいている現状把握の資料について、その中でしっかりと活用させていただきたいと思っております。また、調査結果については、直接ポスティングなども考えております。

技術的な根拠について、現在ブロック塀の調査は、皆さんには危険性の判断をしてもらうわけにはいきませんので、あくまでも現状の把握ということをお願いをさせていただきました。そのときに、基準法上は高さが1メートル20を超えると後ろに控え塀をつけなければいけません。1.2メートルを超えるようなブロック塀がどのように市内にあるのかを見たほうがいだろうということですが、1.2メートルでは細かくなってしまいますので、1メートルを超えるものについて、どういう状況なのかを教えていただきたいということにしてあります。

幅についても1メートル以上を対象とし、門柱だけのものは除外となります。

現在、市内でまちぢから協議会が取り組んでいただいておりますが、現時点で16自治会からご報告がきております。まちぢから協議会とお話をさせていただきましたが、自治会でも心配だとか疑義がありますので、ご要請をいただいたところには説明に伺っているところがございます。今後も何かあれば、お電話等をいただければ出向いてお話をさせていただきたいと思っております。

いつまでに調査を完了するのかは、こちらで決めておりません。これは、まちぢから協議会にご相談をしたときに、「そんなにだらだらやってもしょうがない」ということで、最初の目安として9月末を目安にすることを協議会で決めていただいた経緯がございます。

ブロック塀については、早く対応していかなければいけないと思っております。今までも危険ブロック塀の解消という制度は平成元年当時にありました。そのときに、最初の5年ぐらいで一気に解消が進みましたが、その後じり貧状態になり、最後は1件、2件、そんな感じになりました。そういうものを少し反省材料にしながら、今回のことについても、これをきっかけとしてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。そのためには、行政だけではあまりいい効果が生まれれないのではないかなと思っておりますので、地域の方と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

「通学路を調査した結果はどうなるのか」、と地域の方にお話をいただいたことがあります。それについては、現在、教育委員会に結果を送付しております。教育委員会では今後、学校やPTAなどと通学路の検証をして、その後、地域の方にどう協力を求めていくのかを議論していく予定だと聞いております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございます。これについて何かご意見はありますか。

○松浪二丁目自治会長

松浪二丁目自治会です。今、ブロック塀の関係でさらなる周知に努めてまいりますと回答集には書かれていますが、さらに直接個人のお宅にポスティングをするという説明がありました。これは行政指導という形でされるのでしょうか。

○理事兼都市部長

ご意見ありがとうございます。指導まではできないと思っています。まずは所有者に点検をしっかりとしてもらわなければいけないというのがあります。はっきり言って、ブロック塀は個人の所有物で財産になるので、そこがちょっと難しいところです。我々としては、そういうところも少し入り込んでいかなければなりません。今、松浪二丁目自治会長がおっしゃられた指導はできませんが、助言をしていくということはしっかりとやっていきたいなと思っています。

○松浪二丁目自治会長

先ほど、説明にもありましたが、高齢の方のお家がブロック塀とか大谷石の塀が多いように私も記憶していますが、それをさらに一步進めるには、行政指導に準じたような形で取り組まないと、何年経ってもそのままという気がするので、その辺をよく考えて、早急に危険なブロック塀がなくなるようにしていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○理事兼都市部長

ありがとうございます。一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

○女性（常盤町自治会）

常盤町自治会の者です。今回、ホームページにこの件が発表されたときに、もう既に今年度はブロック塀の改修の予算が30万円しかないため、ホームページに出たときには、既に制度が使えない状態になっていました。しかし、同じ部署内でありながら、景観みどり課でこの制度が現在使われていないということ、建築指導課が把握しておらずホームページにこの制度を載せていました。つまり、担当課が現在この制度が市内で使えなくなっているということを把握されていなかったということが、1つ問題だと思います。

それと、熊本市が現在、茅ヶ崎市と全く同じことをやっていますが、熊本市の場合はきちんとホームページを作っていました。そこに、都市部長が説明されたようなことが丁寧に箇条書きで書かれています。結局、素人目視の調査ですが、「ブロック塀解消のためにやっていきます」とか、「どういった基準で作業をしていきます」とか、「今後ポスティングはどういった目的でポスティングをしていきます」とか、「最も危険な箇所にはコーンを置いたりすることもあります」とか、丁寧にホームページを作っています。茅ヶ崎市も、せめて市内全域の自治会の方にこういった作業をやらせるのであれば、そういったホームページは作るべきではないかと思います。そうすれば、このような質問がなくてもきちんと周知できると思います。それから、今回、市民がこそこそ調査するような形にもなってしまったので、そういうことも解消できると思います。今後、ブロック塀解消の予算をどのように考えているのか、そういったことも含め、きちんとホームページに記載し、周知されたいと思います。

○理事兼都市部長

ご意見どうもありがとうございます。庁内の連携については、このブロック塀のことに
関して、当然、都市部だけで対応ができるものではありません。教育委員会や建設部、市
民安全部などの庁内の関係部署もしくは関係ない部署の職員も協力して、点検を行ったり
しております。

また、制度についても、建築指導課というお話がありましたが、建築指導課と景観みど
り課でこの制度をつくり上げてきております。今回その結果として、議会にお諮りをしま
した。確かに予算が30万円で、使いたいときに無かったため、使いたくても使えないで
はないかという話は当然出てくると思います。それについては、我々も認識をしていまし
たので、早期に支援制度を確立しなければなりません。議会にもご協力いただいて、8月
31日に議決をいただき、予算を確保したところです。

今後、今ご意見を頂戴したホームページ等の充実を図っていきたいと思っております。

補足ですが、6月18日に地震が起こり、ブロック塀の改修をすぐやりたいと思っただ
が、市の支援がないではないかという話があるのも十分承知をしておりました。今回の緊急措
置の制度については、6月18日まで遡及する。それは当然、所定の書類を提出してい
ただかなければいけません。6月18日以降、先行的に意識の高い市民の方、取り組んで
くれた市民の方にも対応するような制度として、今年度については運用していきたく
思っております。ありがとうございました。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

お時間をだいぶ超過しております。

○浜竹四丁目自治会長

浜竹四丁目自治会長です。質問も出ささせていただきましたが、ホームページを参照され
ている方もたくさんいらっしゃると思います。その中に、危険をかなり意識した市の
考え方があり、それを周知してまいりましたということになっています。先ほどの説明の
中で、最初取りかかった時期があり、5年間ぐらひはかなりの件数を扱った。しかしな
がら、その後じり貧になってしまったというような反省もありましたけれども、その辺のこ
とは一向に我々は伺っていなかったわけです。

しかも、一次調査をまちぢから協議会に要請してきたときに、通学路については都市部
でやります、緊急避難路については防災対策課がやります、残りの自治会内にある狭い路
地については自治会で随時やってくださいという仕分けをされています。そのときの一次
の調査の内容は、注意事項として、「手には触れずに遠くから、道路から調査してくださ
い」とか、「所有者に拒否された場合には調査は中止してください」とか、我々にとって
及び腰になるようなことがありまして、とてもじゃないけれども、私どもこれはできない
なというようなことがありました。専門的にも難しいし、土地所有者の方とのトラブルも
避けたいと、市に相談しました。

浜竹四丁目としては、土地所有者の方に自発的に申告していただくのが一番ありがたい
のではないかとということで、自治会の中で皆さんに周知し、9月25日までに集約するよ
う要請し、お待ちしている状態であります。

今回、このような調査の段階でいろいろな難しい技術的な問題などを考えると同時に、

補助金や助成金がどうなっていくのか、この調査がどう処理されて、いつつながってくるかを、きちんと筋道を立ててほしいということが切実な問題だと思っています。かなり緊急な問題として我々は考えていますが、なかなか緊急度のニュアンスが伝わってきません。及び腰なところが見えてしまうということが非常に残念だと思っています。できるだけその点について、誠意のある回答をお願いしたいと思っています。

○理事兼都市部長

ご意見ありがとうございました。いろいろ言い訳になりまして本当に申し訳ありません。及び腰であるとは我々は思っていません。とにかく、早くいろいろ取り組みを進めたいという気持ちでやっております。今後もしっかりと、ご指摘やお叱りいただいた部分を共有し、庁内でも議論してまいりたいと思っております。

それから、自己申告というご提案がありました。結構おもしろい取り組みだと思いましたので、他の地域の方にも少し紹介させていただきたいと思っています。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

では、この辺で終わらせていただきます。

次に行きます。火災クラスター対策について。火災クラスター対策として、出火防止、初期消火等の防災力、消防力の向上に向けての施策に関しては進んでいますが、火災が発生した場合の施策、延焼遮断帯、狭あい道路拡幅等が不足していると感じるようなご意見をいただいています。これについては市民安全部長、お願いします。

○理事兼市民安全部長

神奈川県では、平成28年の3月に「神奈川県地震防災戦略」という計画を策定しました。この中で、重点施策を実行することで死者数をおおむね半減するという様々な減災目標を掲げております。

現在のところ、本市としては、減災数値の目標の設定予定はございませんが、神奈川県が進めている減災目標の達成に向けた施策に同調しながら、被害者数の減少のため、可能な取り組みの啓発・普及を進めていくことを含め、さらなる防災・減災の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、本市の地震に対する危険性を把握するために、平成20年度、平成25年度に一部改正をした「地震による地域危険度測定調査」を実施しており、都市構造に起因する本市の危険性については判明しております。防災まちづくり計画についての策定予定はございませんが、「神奈川県地震防災戦略」などで取り組みとして位置づけられている感震ブレーカー等の設置推進、防火・準防火地域の見直しや防災訓練の実施等、防災戦略の施策を踏まえて、防災・減災対策の強化を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、延焼遮断帯としての有効な道路の整備につきましては、平成23年度に「茅ヶ崎市道路整備プログラム」を策定し、道路に対する多様化したニーズを客観的に評価した中、道路整備の優先順位を定め、整備を進めていく予定です。

続きまして、沿道建物の不燃化につきましては、クラスター内における延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月に準防火地域の指定拡大を行いました。

続きまして、狭あい道路拡幅整備につきましては、本市では昭和61年度より狭あい道路整備事業に取り組んでおり、セットバック用地の取得及び整備を行っております。

今後もクラスター地域に関わらず、提案型民間活用制度を活用し、民間事業者により後退していない土地の所有者へ自主後退の協力を求めるとともに、職員におきましても積極的に自主後退への協力を求めてまいります。

次に、小広場・公園整備につきましては、まず、青少年広場でございます。地権者のご好意により、市が無償で土地をお借りし、市内16カ所に開設をしております。松浪地区には「松浪二丁目青少年広場」及び「出口町第一青少年広場」が設置されております。今後につきましても、青少年広場用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、公園につきましては、災害時における一時避難場所という機能をあわせもつことから、引き続き、公園空白地における公園用地の確保を優先して取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、現在改定を進めております「茅ヶ崎市みどりの基本計画」におきましては、みどりの持つ防災・減災機能に着目し、まちのみどりの保全・再生・創出を進めることとしておりますので、今後の考えのもと、沿道面へのみどりの配置を進める等の施策を通じ、防災・減災を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、消防水利につきましては、国の示す「消防水利の基準」に基づき整備しており、現在、本市の消防水利の整備状況は、基準は満たしているものの、防火水槽については、クラスター地域など地域の実情を勘案し、公共施設の整備に合わせ、複合的な整備を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、減災に向けた取り組みにつきまして、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○建設部長

それでは、2つ目のクラスター内における延焼遮断帯、防災上の空間の確保についてお答えいたします。

1つ目と若干かぶるところがございますが、松浪地区は面的に燃えづらいまちの形成ということを目的として、平成29年12月に準防火地域の指定拡大を行っております。現状では、延焼遮断帯としての道路や公園、生産緑地、広域避難場所等が考えられるところでございます。

まず1点目として都市計画道路でございます。先ほども触れておりますが、道路整備プログラムというものがございまして、それで順次進めております。ここの地区にある南北を走る道路は、小和田中赤線がありますが、現在未着手であり、具体的な整備状況を示すのは困難な状況となっております。また、公園につきましても、当然不足しているという事実がございます。こういった中で、現状を捉えながら保全をしていく形を考えております。

また、農産物の生産の場として、緑地、農地がございます。生産緑地という視点から区域の規模に関する条例を平成30年3月に制定しております。この条例により、生産緑地の指定面積要件を引き下げ、既存の生産緑地を保全するとともに、面積要件を満たせなかった農地が生産緑地地区の指定対象となることができました。松浪地区は、平成29年度時点で4カ所4,000平方メートルでしたが、要件を緩和することにより15カ所1万

4, 000平方メートルに拡大をしています。

また、空き家の視点から見てみますと、平成27年に松浪地区では132件の空き家が確認されています。今後、こういったものの防災空間を生かしていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、都市マスタープランの改定作業を行っておりますので、このあたりについても位置づけを行ってまいりたいと考えております。

○理事兼都市部長

延焼消失総数の削減についてどう考えていますか、というご質問についてお答えします。市民安全部、建設部からご説明させていただいたところと重複するところもございますので、簡単にご説明させていただきます。

火災対策につきましては、大きくは、火を出さない、火が出たらすぐに消す、燃え広がらないようにすること。また、速やかに避難するというような考え方のもと、それぞれを考えながら進めているところです。その中には、短期的にすぐに取りかかれるものと、継続して長い時間をかけて改善をしていくものがあります。短期的な展開としましては、先ほどからご質問いただいていた感震ブレーカーの設置です。初期消火については移動式ホース格納箱の設置、避難ということであれば広域避難場所の指定箇所数を増やしていくという取り組みがございます。

中・長期的に継続してまちを少しずつ変えていく取り組みとしては、敷地の最低限度を都市計画に定めさせていただいてきました。細かな敷地ができないように規制をかけさせていただきました。

平成29年12月には、準防火地域の指定を拡大しました。茅ヶ崎市は80%以上が防火・準防火地域に指定をされております。これは近隣市の中では一番高い数値となっております。

避難、火災に必要なオープンスペースの確保については、保存樹林の拡大や、生産緑地の保全、空き家を活用できないかということをご検討していくつもりでございます。

火を出さないというものについては、例えば、建物の耐震化というものも非常に重要な部分がございますので、耐震改修についても進めております。現在、82.9%の耐震化率となっております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございます。何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、次にいきます。広域避難場所について、近隣市町の広域避難場所というものをもっと公に明示していただければというご要望がきています。市民安全部長、お願いします。

○理事兼市民安全部長

延焼火災からの避難先、広域避難場所の周知については、避難の特徴の一つとして、避難する際に行政界にとらわれることなく、より安全と考える避難行動をとることについて周知するとともに、併せて近隣市町の避難場所についても確認できるよう工夫してまいり

たいと考えております。

なお、一部、市ホームページでは、既に近隣の広域避難場所の表示は対応しておりますが、まだまだ見せ方が十分ではありませんので、内部で検討して皆様にわかりやすく周知できるように努めてまいりたいと考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

これに関しては、ホームページ等は対処してあるわけですね。よろしいでしょうか。

○男性（美住町自治会）

美住町自治会の者です。広域避難場所についてですが、以前、8カ所から21カ所になり、いろいろな方と防災対策を中心にご苦勞をなされたことは、我々として歓迎すべきことだと思っています。

ただ、1つだけ、ちょっと心配な点があります。茅ヶ崎ゴルフ場のことですが、以前は約6万人の要避難人口でした。新しく付近に汐見台公園や松下政経塾ができたため、避難人口が6万人から2万人ぐらいに減っています。避難人口が減ったために、1人当たりの避難面積が茅ヶ崎ゴルフ場は4平米になっています。神奈川県が推奨している広域避難場所は、1人2平米は確保してくださいとなっています。現在、4平米になっているので、2平米だとすると、半分になってしまいます。

ということは、避難人口が以前は5万9,764人だったものが、現在、2万9,103人となっていて、1人4平米を2平米にすると、神奈川県が開発できるいい口実を与えてしまうこととなります。これは非常に困ったもので、あの辺のみどりや生態系が壊されることを周りの住民は非常に心配しています。

そこで提案ですが、ぜひ地域防災計画で検討していただきたく思います。既に国際基準で避難所とか避難場所の運営ガイドラインとして「スフィア基準」というものがあります。内閣府が2016年の4月に避難所運営のガイドラインの参考にするよう通達を出しています。長崎県は既にガイドラインでそれを盛り込んでおります。ぜひ茅ヶ崎市も国際基準のスフィア基準を避難所運営のガイドラインや広域避難場所に当てはめ、神奈川県がゴルフ場の開発に踏み出さない防波堤にしていきたいと思っています。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

お願いします。

○男性（浜竹四丁目自治会）

浜竹四丁目です。広域避難場所について苦情を申し上げます。浜竹四丁目から線路向この神台公園まで避難することが、実際、80歳代とか90歳代の人に可能でしょうか。まさにこんな机上の空論で避難場所をつくられても、実際に行く人はいないです。丈夫な人は行けるかもしれないけれども、ちょっと足が悪い人は行けません。こういうことはもう少し真剣に考えて、近くにビルなり避難場所を作ってもらおうよう、ぜひ努力していただきたい。津波の場合と火災の場合、避難場所は変わってきます。海岸やゴルフ場跡へ逃げると言っても、津波の場合は逆にそっちに逃げる馬鹿はいないです。火災の場合はそれで

済むかもしれませんが、そういうことを含めて、もう一度広域避難場所については、とりわけ私どもの浜竹四丁目についてはご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○防災対策課長

ご質問いただきましてありがとうございます。昨年も広域避難場所について、市民集會でご紹介させていただく機会をいただきました。今回、市が広域避難場所、本当に多くの民間事業者の方のご協力をいただきながら、先ほどスクリーンにありましたが、8カ所から21カ所に増やしました。大規模な延焼火災から市民の方が命を守っていただく場所ですので、専門的な学識の方も招きながら、ご議論いただき基準を作ってまいりました。

その中で、1人当たり広域避難場所2平米以上を確保していくことにまず着目し、候補地を選定しました。そして、管理者の方の同意をいただき指定してきました。広い土地が市内にたくさんあれば、それにこしたことはありません。一つの基準として、神奈川県「大震火災避難対策計画」に基づいて避難場所を確保してきましたので、1人当たり2平米の面積を今後どうしていくかは現在検討しておりませんが、さらなる確保は今後進めていきたいと考えております。今回ご意見いただいた、ご高齢の方は今後増えていきますので、できるだけ、より近くに避難場所を確保することが市の考え方であり、取り組みを進めてまいりました。

神台公園は確かに遠いです。辻堂駅周辺でいうと、北口の商業施設に囲まれた部分も耐火構造物の建物に囲まれた場所ですので、延焼火災の危険が低い場所ということが立証されています。この辺もあわせて市民の方には、広域避難場所だけではなく、「こういったところが延焼火災の危険が少ないよ」といったところをお知らせさせていただき、新たに北口の「湘南CORUN ENERGY」といった、元松下電器跡に建っている工場にも今回ご同意いただきまして、できるだけ近くにあればいいんですが、これだけ広大な土地、火災の熱や煙から命を守っていく場所となると、それ相応の面積が必要になります。

今回、できるだけ延焼火災の危険のある地域から2キロ以内のところできこういった避難場所を見つきたいという中で、ご協力いただき8カ所から21カ所に指定してきたといった経緯がございますので、広域避難場所に限らず、延焼火災の危険が低い地域といったところもあわせて、これから周知に努めてまいりたいと思います。

○男性（浜竹四丁目自治会）

松浪小や松浪中はだめなのですか。

○防災対策課長

こちらについては面積が狭過ぎるということで、夏休み期間に各小・中学校に防災対策課で看板をつけさせていただきました。火災からの避難は危険だといったところには×印をつけていただいております。どこが延焼火災の危険から身を守れる場所かを複数設置しました。火事はどこで起きるかわかりませんので、その辺の周知もあわせて、地域の皆さんと連携して啓発してまいりたいと思います。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

続きまして、環境問題に移りたいと思います。

ごみ収集について、行政と議論している最中ですが、今回いただいた意見の中では、ごみの収集は税負担で行われるべきではないかとか、サービスの向上が担保されるのであればやむを得ないとも思うという意見もあります。反面、戸別収集におけるデメリットもあるのではとか、そういったいろいろな意見が出ています。これにつきましては、企画部長、よろしいですか。

○企画部長

それでは、まず初めに「ごみ収集の有料化は慎重に」ということの中のご意見で、公共施設の使用料、いわゆる受益者負担の基本的な考え方につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

公共施設、公の施設でございますが、そのほとんどの施設につきましては、市民の皆様が誰もが気軽に利用できるよう、無料もしくは低料金で運営してきたところですので。その整備や維持、管理運営につきましては、施設を利用しない方も含めた市民の皆様にご負担いただいた税金が使われているということでございます。

公共施設の多くが耐用年数を迎える中で、限られた経営資源の中、皆様に愛される施設を運営していくためには、維持管理に関わる経費につきまして、利用者の皆様から一定の負担をいただいております。施設を利用しない方との負担の公平性を確保する上でも必要なことであると考えております。

しかしながら、福祉施設などに代表される、公共性が高く受益者負担の考え方とはなじみにくい施設や、駐車場のよう市場性が高く、受益者負担の考え方と合致しやすい施設といったように、その属性は施設により様々でございます。公共性、市場性といった施設属性を十分に踏まえた検討が必要だと思ってございます。

公共施設の使用料を見直す場合におきましては、幅広く皆様方にご意見をいただきながら、丁寧な対応を進めていきたいと思っております。

○環境部長

続きまして、ごみ処理に関する部分につきましてお答え申し上げます。

本市におきましては、ごみ処理の減量化・資源化の他に、ごみ処理施設、ごみ処理経費の3つの課題が大きくございます。これらの課題解決に向けた取り組みの中には、家庭ごみの有料化の検討があり、このことは、将来にわたって市民の皆様に取り組みやご負担をお願いすることとなるため、昨年度より市民の皆様と意見交換を実施することで、様々なご意見を頂戴しながら、時間をかけて議論を重ねているところでございます。

そして、意見交換の中では、ごみの有料化のメリットとしまして、ご質問のとおり、ごみの減量の他、費用負担に対する不公平感の解消についてもご説明をしているところでございます。

行政が提供するサービスに対する費用負担の方法としては、税によるものの他、手数料や使用料等による負担があり、税による対応が適当である場合としては、行政が提供するサービスを受ける者が大多数であり、かつ、その受益が公平・平等である場合がございま

す。

しかしながら、ごみの処理につきましては、従来はごみと言えば生ごみを中心でございました。近年におきましては、生活が豊かになるつれ、リサイクル可能なごみが増加してきている他、分別を行っているか否かなどの理由により、ごみの質や量が均質でなくなってきたことから、ごみ処理にかかる費用の全てを税負担で賄うことが、少なからず受益の公平・平等を確保できない状況となっているものと考えてございます。

このようなことから、ごみ処理にかかる費用負担においては、ごみ有料化のメリットの一つとして、費用負担に対する不公平感の解消をご説明しているところでございます。

ごみ処理にかかる経費は、毎年度30億円程度を要します。今後は、現在のごみ処理施設の再整備や、平成45年度に最終処分場が使用期限を迎えることに伴い、必要となる焼却灰の再資源化によるさらなる費用がかかることが想定をされています。これら全てを手数料で賄うこととなりますと、過度の負担が生じることになりますが、本市が説明しているごみの有料化については、現行の税による負担を基本としながらも、ごみ処理にかかる費用の一部について、手数料によりご負担をしていただく仕組みとなります。今、まさにこれらのごみについて、市民の皆様からご意見を賜りながら検討を行っておりますので、本市の考え方につきましてご理解を賜りたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。戸別収集についてというところでございます。

ごみや資源物の集積場所については、かねてより不適正排出やカラス被害などの問題が自治会や集積場所を管理されている利用者の皆様の大きな問題として存在しており、また、超高齢化社会の進展に伴い、ごみや資源物を出すこと自体が困難なことと感じている方も少なからずいらっしゃることを認識しております。

戸別収集につきましては、ごみ処理に関する市の抱える課題解決に向けた取り組みの一つであり、ごみ有料化の併用施策としてその検討を進めております。メリットとしては、ごみの減量化と集積場所の問題解消などであり、デメリットとしては、新たな経費発生とコミュニティの希薄化などがあることを、意見交換の場において市民の皆様にご説明しているところでございます。

続きまして、3点目でございます。現在説明している意見交換の開催について、ご意見をいただきました。ご指摘いただいた戸別収集の導入が前提となっている印象を受けたということですが、戸別収集に関しては、ごみ有料化の併用施策の位置づけであること、また、ごみ有料化と戸別収集のいずれについても、それらの導入が前提となっているものではございません。また、ごみや資源物の集積場所には、不適正排出やカラス被害などの問題があり、自治会や集積場所を管理されている利用者の皆様の大きな問題として存在しており、それらの問題解消に向けた方策の一つとして、自治会やごみの集積場所を利用されている皆様のご協力により、集積場所にネットボックスを設置していただいたことは、かねてより認識しているところでございます。

そして、戸別収集を導入することで、築かれてきた地域の関係性が希薄化するおそれがあることも認識しているところでございますが、戸別収集の対象を燃やせるごみと燃やせないごみとして、資源物についてはステーション収集としている先行他市の状況もあることから、戸別収集を導入することが一概に地域の関係性の希薄化につながるとは言えないことも認識しているところでございます。

今後につきましては、先行他市へのヒアリング結果や、意見交換での市民の皆様から頂戴しているご意見などを参考に、戸別収集の導入におけるメリット・デメリットを整理するとともに、導入にどれだけの費用を要することとなるかも明らかにした上で、戸別収集の導入の是非及び対象品目について総合的に判断してまいりたいと考えております。ぜひともご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○男性（常盤町自治会）

この質問は常盤町の中で考えて私が書いたもので、質問させていただきます。

まず、行政改革推進室から答えが出ている、利用者と非利用者との間の不公平。これはよろしくないのではないかと。そういう意味で受益者負担がいいのではないかと。この考えです。もう一つは、公共性が高く受益者負担とはなじみにくいものがある。この2つは相反するもので、確かに2つ存在すると思います。この境目をどのようにするかを慎重に考えてほしいというのが私の意見です。有料化に反対するとか賛成する以前にそういうことを言いたい。

例えば、利用する人としらない人という話がありましたが、ごみの場合は全員が利用します。利用しない人はほとんどいないと思います。はっきり言って、全員が利用します。全員が利用するものに対して、受益者負担をどうのというのはなじまない代表的な例ではないか思います。しかし一方で、非常に財政が逼迫していると思いますが、それに流されて原則がおかしくなるのは変だと思えます。

例えば、公園に入るのは無料です。しかし、そこにプールがあって使う場合は受益者負担として幾らか払う。これは納得できます。あるいは、茶室があってそこを使うのもそうです。しかし、例えば消防や救急車、学校、警察は、みんなが使う可能性があります。瞬間的には誰かしか使っていないが、誰もが使う可能性があるため受益者負担ではなくやっていると。だから、この境目は非常に難しい問題で、この基準をよく考えてほしいというのが僕の意見です。これを単に、財政が逼迫しているという理由だけでいくと、どんどん受益者負担という名前で行政サービスが後退してしまう。金がないという理由で、それは意味がありますが、それを何とか一つの基準をしっかりと考えてほしい。ごみの問題は、とにかく全員が使うものですから、ここは非常に重要なもので、よく考えてほしいということが言いたいです。

それから、有料化する場合、不公平の問題については、例えば生活弱者の救済策をどう考えるのか。そういう事も一つ不公平を是正します。使っている受益者ではなく、そういう問題もあります。

それから、例えば減量について、現在年間7万トンありますが、これを6万トンにするという計画を考えたとします。例えば、1万トン減量したい。1万トンに対して有料化する。他は無料化したままです。例えば、ごみ袋が100枚かかるならば、80枚は無料で配り、あとの20枚は減量した1万トン分だからお金を取りますとか、いろいろあると思います。これは今、意見を集めて考えているところだと思います。

だから、「市が税で負担する限界は6万トンであり、それを越えた分については有料化し、皆さんの負担でやってもらいます」と、非常に明確化して、誰もが納得できる形でやってほしいと思っております。

それから、戸別収集について具体的に言うと、戸別収集を望む気持ちは、カラス等によりごみが散乱してしまったときに誰が掃除するのか。つまらない問題ではあるが、現実的な問題で、特に戸別収集してもらいたいわけではなく、ごみの散乱を何とかしてもらえばいいだけです。極端に言うと、戸別収集しなくてもごみボックスを配置する場合、市が補助するとか、場所を考えると、そういうことでもいいわけです。ごみ収集を戸別にやると、エコ的にもまずいことは多分あると思います。だから、そこはいきなり戸別収集に直結せず、その一番の根っこがどこから出ているかを考えてやってほしいと思います。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

この回答はいいです。いろいろと今議論されている最中なので、持ち帰って検討いただきたいと思います。お願いします。

続きまして、都市政策についてです。汐見台海岸の浸食対策について取り組みをやっていきます。これにつきましては、茅ヶ崎海岸における海岸浸食対策の今までの取り組みと、今後の取り組みに関しての質問です。

○経済部長

茅ヶ崎海岸は、主に相模川から供給された土地により長い年月をかけて形成された砂浜海岸でございますが、昭和50年代頃から砂浜が浸食されはじめ、砂浜を管理する神奈川県では、砂浜の機能を保全するため、コンクリート等の構造物を建設するのではなく、浸食が進んでいる箇所に土砂を投入する養浜という手法により、海岸浸食防止対策を継続的に実施しております。

前方の画面をご覧ください。

これは、茅ヶ崎漁港西側の堆積砂を集積・運搬して、中海岸へ養浜材として投入する様子を示しております。去年の実績につきましては、市、県、合わせて1万5,000立方メートルを中海岸地区へ、投入量の半分をここから採取している状況でございます。

次、お願いします。

また、ヘッドランド東側の菱沼海岸地区では、近年、浸食が著しくなっており、神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾課もそのことを認識し、浸食が著しい箇所に対して重点的に養浜を実施していただいている状況でございます。

なお、昨年10月の台風21号の影響により、茅ヶ崎漁港やサイクリングロードが全域に被害を受けました。特に菱沼海岸地区におきましては、ボードウォークが崩落し、市民の皆様にはご不便をおかけしましたが、神奈川県での復旧作業により、本年3月30日に開通している状況となっております。

そのような中、養浜を継続してきました中海岸地区におきましては、砂浜が防波堤として機能をしたことにより、一部影響が出たものの、養浜による海岸機能保全の効果があつたものと県より伺っております。

次、お願いします。

養浜事業の実施は、柳島海岸地区、中海岸地区、菱沼海岸地区を対象に実施しており、平成29年度の実績としましては、ご覧のとおり、柳島海岸地区に2,500立方メートル、中海岸地区に30,000立方メートル、菱沼海岸地区に3,257立方メートルの

土砂を投入しております。

今後でございますが、引き続き県をはじめ、漁業関係者、関係団体で構成されます中海岸浸食対策協議会の皆様と協議を重ね、必要箇所には籠マットの設置や、護岸崩落防止策としての新たな方法を検討し、理解を得た上で養浜事業を継続していただく必要があるとは考えております。

さらに、国等への要望につきましては、県知事をはじめとした相模川沿岸13市町の首長で組織している「なぎさづくり促進協議会」において、浸食対策の要望を毎年実施している状況でございます。

また、ご質問の汐見台関連につきましては、今後も地引き網を楽しんでいただき、地元産の海産物を味わっていただけるよう、県との協議を踏まえ、状況に応じた養浜を実施していただけるよう、強く今後も要望してまいりたいと思っております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

質問等よろしいですか。では、次にいきたいと思います。

空き家の活用について、幾つかいただいています。問題のある空き家は行政が手を加え、地域での活用ができないかといったご質問だと思います。都市部長、お願いします。

○理事兼都市部長

それでは、空き家の活用についてご質問をいただきましたので、今の市の空き家に対する取り組みについてご説明させていただきます。

「空家対策特別措置法」というものができました。それに基づき、平成29年4月に、「空家等対策計画」というものを茅ヶ崎でも作りました。その中で、空き家対策に対する作業フローや手続きを定めており、それに基づき対策を進めております。

今回ご質問にあった空き家についても、同じように手続を進めながら、対策をとっているところです。具体的には、空き家の所有者の方に空き家の問題箇所を認識していただかなければなりませんので、具体的に行動を起こしてもらうため、写真を撮って送るなど、個別に対応させていただいております。また、当然周りの方がすごく心配されますので、防犯や防火については、市でも定期的にアップロードしながら対応しているところです。

利活用につきましては、茅ヶ崎の空き家は現在、実態調査を行った結果、約1,300ありました。これは、実際に空き家と確定しているわけではなく、空き家と思われるものが1,300ぐらいあります。その中でも、松浪地区については132あります。その辺が管理不全な空き家とあって、どうにもしようがない空き家ではなく、まだまだ使えるようなお家がいっぱいありますので、空き家対策の一つとして「活用」を一つの柱として進めていこうとしております。

それについては、外部に「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」の委員会を作っており、様々な分野の方たちに活用について議論をしてもらっております。

空き家の活用の一つのポイントとしましては、地域でどういうものが必要なのかということも議論していただいた中で、その活用について可能性を探っていくということが我々としては重要であると思っております。

それについて、市の支援としては、住まいの相談窓口や空き家マッチング制度をつくり

ました。空き家を登録していただいたり、使いたいという方を登録していただいたりということを進めております。

それから、ご質問の中に所有者が不明な空き家というものがありますが、所有者が不明な空き家の活用は非常に難しいです。権利調整が全然できない状況なので、まずは所有者を特定していく作業が必要になります。税金等については、空き家だからといって例外ではなく普通にかけております。

現在、松浪地区ではご相談をいただいているものが13件あります。それについては、随時調査しながら、1件1件電話をしたり、直接伺ったり、問題箇所を撮って送らせていただくことを続けております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

これについて何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは次にいきたいと思います。都市マスタープランの改定骨子案についてお話をいただいています。これについては、抜本的な見直しが必要ではないかという意見です。

○理事兼都市部長

都市マスタープランにつきましては、平成20年に前回の計画ができました。概ね10年が経過する中で、現在見直しを行っているところでございます。その間、ちょうど東日本大震災等がございまして、防災に関する部分について見直し等をかけてきて、現在に至っております。

都市マスタープランについて説明させていただきます。「都市計画法」という法律があり、その中に位置づけられた都市計画制度を使う際に、都市計画マスタープランに位置づけがされていないと、その制度を進めることができません。そういう役割もあります。

先ほど、敷地の最低限度を決めることや、防災・準防火地域を拡大していくことは、都市計画制度にございます。都市計画マスタープランに位置づけをしていないと、その先が進まないというものです。

役割としてはそういうものがあり、これから茅ヶ崎市の総合計画が議論されていくと思いますが、その中の都市計画の分野で将来像を実現していくための指針の役割もでございます。当然、まちづくりにつきましては、行政だけでやっていくという時代ではありませんので、市民の方、事業者の方、それぞれの役割を認識していただいた中で、協働しながらまちづくりを進めていくというような考え方を、マスタープランの中に明確にしていく役割がございます。

ですので、マスタープランに示された方針につきましては、その後、具体的な事業を示した道路や下水道などの個別の計画が作られていくようになります。いろいろな方向性を明確にし、それに合わせて道路や下水道等のいろいろな個別の計画が策定されるということになります。

そのため、都市づくりにおいて、このようなマスタープランを作るときには、いろいろな視点から議論をする必要がありますので、現在、茅ヶ崎市の都市マスタープラン策定委員会というものを組織してございます。その中には、都市計画や防災、交通という専門家を入れて、その中で集中的に議論をしているところでございます。

ご指摘、ご意見にもありましたように、茅ヶ崎市の場合、昭和40年代に住宅が一気に広がりました。確かに後手に回ってきて、住宅の密集度が高いという状況は、ご指摘のとおりだと思います。それは、我々も当然認識をしておりますが、それを少しずつよくしていかなければいけないということで、修復をしております。

当時の、例えば都市計画やまちづくりに関わってきた行政もしくは市民の皆様は、進めるにあたり合意形成し、皆さんで同じような気持ちになって進めてきておりますので、それを今回も同じように進めるということになります。

現在改定中の都市マスタープランについては、策定委員会の中での議論の他に、私どもとしては、一番大事なのは地域の方であると思っておりますので、その地域の方がどういうことを考えていて、今後地域をどのようにしていきたいのかということをお聞きするため、市内13地区で意見交換会をさせていただいております。その中にはいろいろなお叱りもいただいておりますが、そういうものも含めて、今後改定作業を進めていきたいな思っております。

当然、パブリックコメントも今後予定しております。それに伴って説明会等もやっていきますので、まだまだこれから広く市民の皆様のご意見を頂戴しながら策定を進めていきたいと考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

何かご質問ありますか。

○浜竹四丁目自治会長

都市マスタープランを拝見していますが、これは、過去30年、40年から今日にかけて、いろいろなところに出た弊害や不具合を実際に感じている皆さん方がいらっしゃると思います。浜竹四丁目は道路が狭かったり、セットバックが終わっていなかったり、袋小路になり行き止まりになっていたり、いろいろな障害が出ています。それが現在、将来に向けて求められるのかということ、喫緊の課題になってはいますが、これに対するマスタープランという具体的な案の中にはそれがほとんど表れていません。そういうところを、実際に業務部門の市役所の担当の方々とよくお話をしますが、予算がない、条例がないと、いろいろなことをおっしゃるわけです。そういう具体的な個別の話が、マスタープランを作るにあたり、しっかり上に届いているのかが心配です。マスタープランを作るところに届いているのか、私は非常に心配しています。それは、過去にここまでできなかったことをさらに延長する形になり、そのまま、単にマスタープランがたなざらしになっているのではないかという懸念を感じています。それをぜひとも、そういうことをしないようにやっていただきたいと思っています。

○理事兼都市部長

どうもありがとうございます。浜竹四丁目会長がおっしゃるように、先ほどご説明したように、現在、13地区を回りながらご意見を頂戴しているところです。いただいたご意見は、策定委員会を組織しておりますので、その中で地区のご意見をお伝えしながら議論していただくように、現在考えております。これからもご意見を頂戴できればと思っております。

ます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

続きまして、旧小和田消防署跡地の活用についてです。これは昨年、松浪二丁目から消防署跡地の活用という要望が出されています。それについての進捗状況等を知りたいので、お答えください。

○企画部長

旧小和田消防署跡地の活用についてということでございます。引き続きのご要望であると認識してございます。再編整備計画は売却ということで計画の位置づけをしているところでございます。今後につきましては、地域の特性や敷地条件に加え、教育施設の再整備の視点ということで、地域最大の公共施設である松浪中学校の再整備及び活用等を含めて検討し、一定の方向性を定めてお示しできるよう協議をしていきたいと思っております。

○松浪二丁目自治会長

松浪二丁目自治会長です。

この問題については、しつこいようですけれども5年前からいろいろこちらの要望を述べてきました。公共設備再編計画の平成30年度4月発行文書によると、また「解体・売却」という言葉が記載されています。今回初めて「松浪中学校の再整備及び活用等を含めて検討し」ということで、今までから一歩前進したかなと解釈しました。

松浪中学校の再整備は建て替えと解釈してよろしいのか。我々としても、一定の方向性を定めて新しく中学校を再編成されるのであれば、地域の公共施設としていろいろな活用方法があると思うので、様々な場で意見を述べていきたいと思えます。この計画を作るスケジュールを示して、どの時点で我々の意見を取り入れてもらえるのかを明確にさせていただきたいという要望です。

○企画部長

ありがとうございます。松浪中学校の再整備、市内全域の教育施設の関係につきましては、昨年度に「茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針」を作っております。教育施設の将来の建て替えや、長寿命化などの再整備の方向性をお示ししているところでございます。

松浪中学校を今後どう整備していくのかについては、この方針に基づき、現在、教育委員会で教育施設の再整備基本計画を策定しているところでございます。その中で、当該学校をどのような形で整備していくのかをお示ししていくところでございます。

○男性（松浪二丁目自治会A）

関連質問。松浪二丁目でございます。

今、自治会長から発言があった問題は、私も5年間ずっといろいろ発言をしてきましたが、昨年の質問の際は、企画部長が売らないとおっしゃっていましたが、部長が変わると、すぐ売ってしまう方向になる。我々がなぜそういうことを申し上げるかということ、先ほど申し上げたように、青少年広場というものは「青少年の安全・安心の場所を創る」という

ことが目的と、本に書いてあります。先ほどは「場所の確保に一生懸命努力しています」とおっしゃっていましたが、回答では売却が基本方針であるみたいなのが書いてある。我々はなぜそんなことを言うかという、あそこの青少年広場は地主のご好意によって借りているもので、いつ返却を命ぜられるかわかりません。松浪二丁目には300坪の駐車場が2つありましたが、最近地主さんが亡くなられ、相続で息子さんがその2カ所の土地を売られて、現在、住宅がどんどん建てられています。そういうことを私は心配しています。ご好意というのは、いつまであるかわかりません。

したがって、松浪二丁目の消防署跡は市のものですから、そこに青少年広場をつくっていただければ、我々は安心して使えるわけです。そういう観点から、この5年間いろいろと申し上げてきましたが、方針がコロコロ変わっている。売らないと言ったり、売ると言ったり、私は不思議でなりません。以上、意見です。

○企画部長

ご意見ありがとうございます。売却と申し上げましたが、これは計画上の位置づけ、再編整備計画を策定して以降、当該地はずっと、計画上は売却となっておりました。昨年、「売らない」と企画部長が答弁したということでございますが、当該地につきましては、教育施設の再整備計画をこれから作るということでございます。松浪中学校をどういう形で整備していくのかも含めまして、このエリア全体の公有地のあり方につきましてもしっかりと議論する中で、当該地のあり方につきましても皆様とご協議をさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

多分、地域としても協議の場をしっかりと持ってほしいというのが要望だと思います。そのスケジュール感を含めて、またお教えしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○男性（松浪二丁目自治会B）

松浪二丁目の消防署跡地に隣接するところに住んでいます。

短めに3つだけ。1つ目。今、ここの売却という話もありました。検討を開始していると言っていましたが、隣接する私にとっては検討している感が全くありません。情報が入ってきませんが、地域の教育施設の見直しという検討を開始しているのでしょうか。

○教育長

先ほど話題に出ていた教育施設の再整備検討につきましては、基本方針を今策定しました。これから具体的な計画について、第4次の実施計画の中で検討を進めていきます。

松浪中学校は、校舎自体が57年、58年と経ち、古い校舎になっております。建て替えるのか、あるいは大規模改善をするのか、様々な手法が考えられます。具体的な10年計画をまず位置づけて、市内全体の教育施設のあり方について検討する中で、松浪中学校の話し合いの材料、柱となっているということでございます。

○男性（松浪二丁目自治会B）

わかりました。第4次の計画は3年間あると思いますので、その中で具体的に、先ほど松浪二丁目自治会長がおっしゃられた、いつから、どのようにやっていくのかを明確にさせていただきたいと思います。

2つ目。その検討の中に、我々地域住民の意見を聞いていくというのがあります。私も含め、我々は頭のいい人間が揃っているわけではないので、数少ない案しか出ないと思います。市役所の頭のいい方たちにたくさんの案を出していただいて、我々で検討していきたいと思っています。十数項目ぐらいは出してくれるのではないかと考えていますけれども、その辺の検討案についてはいかがでしょうか。

○企画部長

ご意見ありがとうございます。松浪中学校をこれからどうしていくのかという観点につきましては、単位自治会だけの話ではなくなってくるのではないかと考えています。こういった計画を教育委員会で作っていくわけですが、広く皆様方のご意見をいただく中で、行政側としても提案内容についてはしっかりとお示ししながら進めていきたいと思っています。

○男性（松浪二丁目自治会B）

ぜひ複数の意見を出していただいて、地域住民が選択できるような形で進めていってもらいたいと思います。

最後、要望ですけれども、先ほどのクラスター火災や広域避難場所、高齢者の避難、青少年広場の用地についての話がありましたが、昨年10月の広報ちがさきに「新しい青少年広場用地を探しています」という話題が出ている一方、こちらは決定してはいるが「売ります」と言っている。内部の情報共有がされていない。先ほど、「ブロック塀の補助のお金を出します」と言っていたが、ホームページに掲載したときには、「もう補助はできません」と言っている。そのような横のつながりの情報がどうなっているのか疑問を持ちますので、全て含めてよく検討し、ぜひ複数の項目の提案をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○男性（松浪二丁目自治会B）

松浪二丁目の者でございます。声が通らなくてすみません。

消防署跡地の使用に関して、いろいろな案があると思います。松浪二丁目に住んでいる者としては、クラスターの問題や、子どもたちの遊び場、大人が体操する場所の確保について、中学校や県教育委員会と話していただき、休日や早朝にうまく使えるということが考えられないか、一緒に考えていただけたらと思います。

○副市長B

先ほど来、松浪中学校の再整備の話がありますが、これは、ただ老朽化した建物を単純に建て替えるのではなく、これからの学校については中長期的に考える必要があります。子どもが少なくなっていく中で、学校は地域の拠点の公共施設であるという考え方のもと

に、学校機能ではなくて、例えば、地域の方々がより活用していく複合的な機能というのも学校の再整備としては必要だと思っています。

そういう中で、いろいろ議論はありますが、先ほどの出張所の土地も含めて、あのエリア全体で、まず学校の再整備に合わせて、学校の拠点がどうなっていくのかを考える必要があります。そして、地域のために、学校のエリアがどういう公共施設の集積に必要なのかという議論からしっかり始めていかなければならないと思っています。かなり幅広の議論を様々ないろいろな提案をこちらからも出ささせていただきながら、地域住民の皆様としっかり議論してまいりたいと思っています。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

よろしいでしょうか。

続きまして、総合計画についてご質問を受けていますが、これは内容が相当難しい部分があります。回答は全部いただいています。この回答にプラスアルファでもしご意見いただく場合は、まちぢから協議会に情報をお寄せいただいでよろしいでしょうか。専門的な用語が出てきて相当難しい内容になっていますので、この場での議論は割愛させていただきたいと思います。お願いします。

続いて、道路行政、道路整備について、多くのご質問をいただいています。

浜竹通りにおける自転車歩道走行禁止の問題、道路補修について、学園通りの拡張について、ご質問をいただいています。

○理事兼市民安全部長

それでは、浜竹通りの看板の設置と現地視察についてお答えさせていただきます。

まず、啓発看板の設置につきましては、質問者にお声をかけさせていただき、現地を見ていただいた中で看板の設置をしてまいりたいと考えております。

また、現地調査でございますが、実は先週の9月7日金曜日の7時半から8時半、天気は小雨でしたので、調査をしました。若干歩行者も自転車の通行量も少なかったため、こちらについては再度現地調査を実施したいと思います。その際、質問者にお声をかけさせて実施させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○建設部長

2つ目の自転車走行指導帯または自転車専用通行帯の整備についてお答えさせていただきます。

自転車の通行帯につきましては、正式に引けるブルーのラインと、法定外ということで矢羽根という形で引く場合と、何種類かございます。具体的に言いますと、浜竹の通りにつきましては、自転車通行帯を引く場合、車道の幅の規定がございます。通常は、車道が8.5メートル以上の場合にはブルーの実線でしっかり引けます。スライドを見ていただくとわかりますが、国道1号などについてはしっかりと引くことができます。車道の幅がそれ以下の道路については、矢羽根や自転車のマークを入れるという形で路面表示をさせていただいている状況になってございます。

現在、浜竹通りではライン等が少し薄くなっていることも認識してございます。こうい

ったところについては長い距離になりますが、複数年に渡り順次塗り直し等を行っていき
たいと思います。また、矢羽根等についても同じでございます。塗装の箇所が傷んでい
るところも散見されますので、道路の整備と併せて実施をしていきたいと考えてござい
ます。

続きまして、出口町からご指摘をいただいている舗装箇所について説明いたします。こ
の道路整備についてのご要望は、現在3カ所いただいております。3カ所の内、左側の2
カ所については、年内中に施行したいと考えてございます。

また、線路沿いのところも実施してまいります。少々距離が長い部分もありますので、
できましたら今年度中には施行したいと思います。年度を超えてしまう場合もありますが、
この施行につきましては、具体的になりましたら地域にご案内を差し上げたいと思いま
す。

続きまして、学園通りの拡張についてご意見をいただいております。この道路についま
しては、先ほどから幾つかお話をしておりますが、道路整備プログラムというものがござ
いまして、その中に位置づけたものを順次整備をしているところでございます。しかしな
がら、この路線については現在、位置づけがなされていません。早期に道路を拡幅する、
整備をするということは非常に困難な状況でございます。

しかし、今ある道路の幅の中で、なるべく安全を確保していくというやり方ができると
思います。道路の両端に白い外側線というラインを引いています。歩行者、自転車等の安
全を考えますと、歩行空間の確保という中では、外側線をやや中央寄りに若干寄せて、そ
の外側にグリーンベルトを引くなど、そういった形のカラー舗装で区分分けをする可能性
がございました。こういったものも併せて検討してまいりたいと考えております。

○浜竹二丁目民生委員

浜竹二丁目民生委員です。今回の道路問題を取り上げたことについて話します。高齢者
の訪問や巡回をした際に、高齢者の方から「歩道の自転車走行が多過ぎて怖い」という声
がたくさん出ていましたので、私がまとめて要望を提出しました。

皆さんが車に乗っている場合は、道路標識を非常に注意して見ると思いますが、自転車
や歩いている場合は、あまり道路標識を気にしていないと思います。しかし、高齢者の方
は身に迫る危険を常に感じて歩いているわけです。松浪地区は高齢化がどんどん進んでい
るため、高齢者が歩道を歩くことも相当増えています。

最近顕著に見られるのは、日中から夕方にかけてママチャリが非常に多いです。朝の通
勤時間帯は一部そういう問題がありますが、やはり日中から夕方が特に多いです。そうい
った視点を見ていただいて、看板というものはすぐ掲示ができるわけです。道路は区画の
問題があり時間がかかるかと思えます。現在、歩道があっても車道と同様の扱いになっ
ています。極論を申し上げるわけではないが、利用する方は歩道を狭くしてまでも早急に走
行指導帯を設置していただきたいと思っている。辻堂駅南口から海岸沿いはマンションも
非常に多くなり、通勤の方や若い方も多く自転車通行も非常に増えているため、先取りし
て対応していただきたいです。これは高齢者からのたつての要望でございますので、私は
今回、民生委員の立場でこの件をまとめて提出して取り上げていただきました。早急に取り
組んでいていただきたいと切にお願いします。

○男性（浜竹四丁目）

浜竹四丁目です。1つお願いです。道路補修の関係で、浜竹四丁目4番地2という藤沢市辻堂三丁目と接している場所がありますが、そこに約50メートル私有地があるため、道路補修ができません。その道路は今、でこぼこになっています。もちろん車が通ったり、通行人もいたり、単に路地だけじゃなく一般道路として利用されているところです。「私有地だから舗装できない」と市に言われたと、目の前の家の人が言っています。本当にそうだとすれば、皆さん固定資産税を払って家に住んでいるのに、その前の道路を私有地だから舗装できないなんて、これはいささか問題ではないかと思しますので、本当にそういう情報があるのかお聞きしたいと思います。

○建設部長

私の土地であるとなかなか舗装というのはできませんが、今おっしゃられた浜竹四丁目4番地2、藤沢市との境で3丁目の境のところですが、現地を確認させていただいて、また状況をお知らせしたいと思います。

○男性（浜竹四丁目）

確認するということだが、そこに住んでいる人もそう言っていますから、返事はその人へしてください。

○建設部長

いずれにしても現地の確認をいたします。

○男性（緑が浜自治会）

緑が浜自治会です。私は高齢者の立場でお話ししたいのですが、鉄砲通りと浜竹通りを交差している緑が浜の交差点があります。これが浜竹通り側の信号がやたらと早く変わる。お年寄りには渡り切らないうちに変わってしまいます。鉄砲通り側はその倍で40秒ぐらいあると思う。これはお年寄りにはかわいそうだと思うので、ぜひ確認して検討してください。信号のところ立って、お年寄りが渡ろうかどうしようかというのをよく見かけます。信号が変わるのが早過ぎると思いますので、よろしくお願いします。

○理事兼市民安全部長

信号の制御につきましては、警察署が行うものですけれども、後で場所を確認させていただき、私どもも状況を確認させていただきたいと思しますので、後ほど教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

あと、個別の案件につきましては、まとめていただきます。それで再び行政に出しますので、よろしいでしょうか。

○男性（美住町自治会）

学園通りについて。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

それでは手短に。

○男性（美住町自治会）

美住町自治会の者です。学園通りは、ラチエン通りとともに狭あい道路の代表でございます。多分あの通りは、市の皆様も走っていらっしゃると思います。多分市長もあの道を何度も走っていらっしゃって、「かわいそうだな」、「もう少し広げてやろうかな」と思われているのではないかなと密かに思っております。

私は毎日、松浪小学校の前で学童見守りをやっています。先ほど女性の方が、「白線を少し道路際に引こうか」、「中央側に引こうか」という話がありましたが、ぜひその方は松浪小学校の前に毎日立ってみてください。どのくらい通行者が危険を顧みずに歩いているのかがわかります。あの通りは人一人、どちら側でも通っていると、車はすれ違えませんが、両方の車のどちらかが止まっているという状態です。それで、白線を中央側に引く、車を通させない、ということでもいいとお考えなのだろうと理解しております。

それで、これが整備計画、整備プログラムに入っていないから、そんなことできないと言っていること自体が自分としては理解できない。ラチエン通りも学園通りも非常に古くからある道で、南北を貫く幹線だと私は思っています。「桜道をつくりました」、「鉄砲通りを広げました」と宣伝されますけれども、南北のこの2つの道は全く手つかずのままでした。この怠慢さは何だ。これは多分、今の市長の責任ではなく、2代目市長の時代なのか、3代目市長の時代なのか、はたまた初代市長の時代なのか、私の大じいさんかもしれませんけれども、その辺の人に責任があるのかもしれません。もっと早く整備計画に入っていたら、既に拡張できていたはずで、この怠慢さを行政はどう説明するのか。ぜひ整備プログラムに入れていただいて、拡張に組み込んでいただいたら、多分市長も気持ちよくあの通りが通れるのではないか。このように要望しておきます。よろしく申し上げます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

今の意見を踏まえて、庁内で議論いただきたいと思います。

続きまして、公園整備について、これも幾つかいただいています。やはりクラスター火災から身を守るといういろいろな意味におきまして、各自治会から公園が欲しいという意見が多く出ています。これについてご回答いただきたいと思います。

○建設部長

それでは、公園の設置につきましてご説明を申し上げたいと思います。

松浪地区につきましては、公園が少ないということは市も認識してございます。こういった中で、どういった形で公園を整備していくのかは、現在、議論しているところでございます。土地を購入して新たに公園を作るというのは、皆さんもご存じだと思いますけれども、多額のお金もかかりますし、時間もかかるということで、現在、少し考え方を考えまして、借地公園というのを取り入れようとしてございます。ただ、借地公園といいましても、地域の方や地権者の方のいろいろな事情等もありまして、なかなか確保が難しいとこ

ろでございます。

公園の整備について、1項目目、2項目目、3項目目とご要望いただいているところですが、浜竹四丁目においても、出口町においても、公園がかなり少ないということは認識しております。現在、浜竹四丁目につきましても、少し具体的に公園を確保するための動きをしているところでございます。

また、出口町につきましても、地域の方からもアイデアをいただきまして、「空いている土地があるよ」という情報提供もしていただきましたので、この辺りもそういった借地公園として適用できるといったところもあります。この辺りを現在、具体的に検討しておりますので、進捗状況につきましては皆様に随時お知らせをしていきたいと考えてございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

あと、浜竹四丁目の経過報告、経緯ですね。

○建設部長

今、まとめて言わせていただきましたが、浜竹四丁目の公園整備、また、防災倉庫につきまして、併せて具体的に地権者の方ともお話をさせていただいている状況ですので、これにつきましては、また皆様に随時進捗状況を情報提供してまいりたいと考えてございます。出口町も一緒でございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

よろしいでしょうか。

○女性（常盤町自治会）

公園とみどりは、切っても切り離せないものだと思います。茅ヶ崎市の場合、すごくわかりにくいのは、公園の担当課とみどりの担当課が別々の部署にあります。だから、恐らく連携がとれていないことが多く、すごくわかりにくいです。私は先日、世田谷に行きました。街中に緑が多くて、大きな街路樹の下や木陰にバス停があって、何気に木のベンチが置いてあった。茅ヶ崎はプラスチックのベンチです。茅ヶ崎に戻ってきて、こういうまちづくりは茅ヶ崎市ではもう望むべくもないのかなと思って、すごくうらやましく思い、がっかりしました。

それで、まちの中のみどりを、緑化を推進するための予算が、現在、幾らとられているのか調べました。第4次総合計画の3年間で82万円しかありません。1年間で37万円しかとられていません。これは市内全域の民有地をどうやって緑化しようかと考えたときに、1年間37万円しか予算がとれていません。第3次総合計画では、少なくとも780万円はありましたが、これが今回、10分の1にカットされて37万円しかありません。この37万で一体どうやって緑化をされていこうとするおつもりなのか、お伺いしたいです。お願いします。

○副市長B

公園の土地の購入というのは、3年間とか5年間の長期計画を作るときに、その時点で地主との交渉が決まっていなかったり、具体的な国の補助が決まっていなかったりということが多々ありますので、3年間の実施計画にあらかじめそれを想定して入れるというのはかなり難しいわけです。そのために公園を整備する基金を作って、その時点で話が決まったときに、基金を取り崩して、それを財源に充てるという方法があります。

先ほどの浜竹四丁目の件につきまして、部長よりお話がありましたが、こういう案件につきましても、急に地主さんの好意があって話しが進んでいくわけでありまして。こういったものについては、先ほどの基金の活用や、補正予算対応でしっかり整備します。

そういうことで、必ずしも実施計画の数字がイコール市の公園整備の姿勢ということではないということをご理解いただきたいと思います。様々な形で基金の活用や、その借入れの際についても、急に決まった場合には補正予算対応で、過去幾つかの公園を整備しております。そういった中で、公園というのは、特にクラスター地区においては空間を確保していくというのは最優先として考えておりますので、これはしっかりやっていきたいと考えております。

○女性（常盤町自治会）

今、副市長Bがおっしゃったのは、公園に関するものの予算です。さっきも言いましたけれども、茅ヶ崎市の場合は公園と緑が別個になっています。なぜ一緒にしないのか不思議です。ですから、私が先ほど聞いたのは公園ではなくて、みどりの予算は年間37万円しかありません。これでどうやって民有地の緑化をするのか。今、本当にみどりの少なさが目に余るという声をあちこちから聞きますが、これをどうやって、やっていくおつもりなのかということを質問しました。

○副市長B

私が言ったのは、緑地の保全も同じ考えであります。所管課は、都市公園の整備は公園緑地課というところが整備しております。そして、市街化調整区域の自然のみどりの保全や、まちなかのみどりの保全は景観みどり課というところが所管しております。部は2部をまたいでおりますが、同じ事業部でありますので、全部連携をとって、同じ財源をうまく活用しながら、効率的にみどりの確保、公園の整備を進めているということをご理解いただきたいと思います。

○女性（常盤町自治会）

連携はとれていませんけれども。ここで言っても仕方がない。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

以上で、とりあえず全ての質問が終わりましたが、1つ一般質問がきています。いじめ問題の復学の対処について、これの説明をお願いします。

○女性（常盤町自治会）

また私ですいません。いじめ問題の生徒が、どうやって復学ができるかというのは、と

にかく一番大切な問題ではないかというのが、先ほどの全員協議会でも議員から質問が出ました。そのときの担当課の回答がものすごくあやふやな内容だったので、私は自分で情報公開をとりました。いじめ、復学のための対応について、校長先生や市の教育委員会、ソーシャルワーカーの方が今まで3年間どういった対応をとってきたのか、わかる書類や資料、そういったものを情報公開しました。

その結果、すごくびっくりしたことが、「書類が作成されていないために公開できません」という回答でした。「書類に個人情報を書いてある」、「現在、第三者委員会で審議中だから公開できません」、ということならわかりますが、書類が一切つくられていないというのは、本当に理解に苦しみます。作るべき書類が作られていないことは、怠慢以外のなにものでもないと思います。「これをどうやって伝えているのですか」と聞くと、「口頭で伝えている」と言われます。そうすると、例えば、校長や職員が異動した時点で伝えようがなくなってしまいます。新聞報道があれだけあっても、何ら記録がとられていないということにすごく驚きました。この辺り、教育長は把握されているのでしょうか。

○教育長

まず冒頭、市内の小学校でいじめの重大事態が起きていることについて、市民の皆さんに大変ご心配、ご不安をおかけしていることについて、謝罪を申し上げたいと思います。

現在、第三者委員会が継続的に細かく丁寧にやって、そう遠くない時期に報告が出てきて、様々な点がつまびらかになってくると思います。現在、復学に向けて学校はそれぞれの教室の配置を考えたり、対応する非常勤講師をつけたり、教育委員会もソーシャルワーカーを2名増員するなど、様々な対応をそれぞれとってきております。その日常的ないろいろなやりとりについて、正式な書類で残していないということが、今のご指摘だと思います。校長先生等の話や、様々な日常的なつながりの中ではそれぞれ必要に応じて対応を続けてきております。

○女性（常盤町自治会）

ただ、書類がないということは、結局今回、そういった対応が茅ヶ崎市ではされていなかった、存在しなかったということにもなってしまいます。なぜ記録がとられていないのでしょうか。

○教育長

書類がないからやっていないというわけではありません。例えば、日常的ないろいろなことや、学校の中の様々な事件や事故はやりますけれども、その一つ一つについて、一々全てきちんと決裁をとる書類を作っていくというものではございません。確かにいじめの重大事態ということ踏まえて、それぞれ当該の学校と教育委員会の指導課は、特に連絡については必要に応じてきちんととってきております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

公にする書類はないけれども、当然、内部資料はあるという認識でいいですか。

○教育長

内部資料として正式に作った書類、あるいは、これを情報公開の請求に対して出しますという書類は存在しないということです。

○理事兼総務部長

総務部から行政文書の考え方というところで若干お答えいたします。行政文書については、職員が組織的に利用可能な状態と、それ以外のものについては行政文書に当たらないということで情報公開の対象にならないものがあります。そのような現状の取り扱いをしております。

ただいま、茅ヶ崎でも仮称ではありますが、公文書管理条例といったものを検討しております。そういったメモの段階の扱いについて、行政文書かどうかを庁内での検討を進めているところでございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございます。一応、以上をもちまして、全ての議題について終わらせていただきますが、よろしいでしょうか。だいぶ時間が押してしまって申し訳ありませんでした。

では、今までの総括ということで、市長からお願いしたいと思います。

○市長

長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。今日の市民集会の中では、様々な視点でお話をいただけたと思っております。特に、道路の問題や公園等の話については、このエリアが他にも何箇所かありますけれども、高齢化が進んでいる中で、まちのいろいろな利活用の仕方を、全体の状況の変化に合わせて、少し工夫をしなければいけないのではないかとという視点で、幾つかお話をいただけたと思っております。

特に今日のお話の中で、道路については大きな意味で市に宿題をいただいたと思っております。現在、都市マスタープランの見直しをしておりますけれども、本日いただきました事柄を踏まえて、これから内部で都市マスタープランの見直しを受け、様々なハード系の議論を深めていかなければいけないという時期にも入ってまいります。そういった中で、今日いただいたような視点をどのように考えていくのかということ、重要なテーマとしていきたいと思っております。

また、公園が少ないということにつきましては、この数回にわたって松浪地区からお話をいただいております。そういった中で、借地公園のお話は部長からさせていただきましたが、それ以外の手法についても抜本的な対応を考えていかないと、まちの開発やまちの中の空間を維持していくということがうまく両立できないと思っております。大きな考え、視点を持った対応が必要とされ、いろいろと先進的な取り組みをしている都市の事例も含めて、内部で議論をさせていただいております。それらを踏まえた中で、そういった段階になりましたら、皆様方にも少しご意見をいただきながら、どのような手法を導入していけるのか考えていきたいと思っております。

それからもう一つ、ちょうど16年前になると思いますが、最初に私が市長に就任して、市民集会でこの松浪地区にお伺いしたときに、一番の大きな問題が、松浪中学校

の建て替えの問題でした。その事柄につきまして、皆様方に市の置かれている現状をお伝えし、市内の小・中学校の安全性を高めるためには、建て替えを見送らせていただきながら、中学校については大規模な改修をさせていただき、しばらく対応させていただきたいというお話をいたしました。そして、それについて、皆様方から多様なご意見がありましたけれども、最終的にはご理解いただいて、現在、小・中学校の安全・安心が確保できているという状況につながっていると思います。

しかしながら、そうした取り組みも一定の目処がついた中で、今日、教育長や部長からお話させていただいたように、これからは学校の再整備をどうしていくのかということの議論を始めております。恐らく、一番に対応をしなければいけないのは松浪中学校であるのは間違いのないと思っております。

そういった中でも、今日、副市長からお話をさせていただきましたが、これからのあるべき地域の中で、地域との関わりを重要視した学校施設のあり方をしっかり議論をして、モデル的な事例となることを目指せる場所なのかと思っております。

ぜひ、そういったことにつながるように、これから教育委員会や市で行っていく議論の中で対応させていただきたいと思っております。また、その節には皆様からいろいろなご意見をいただければと思っております。

今日は本当に貴重な意見をたくさんいただきました。本当にありがとうございました。今日、課題解決ができていないこと、また、調査をするといったことにつきましては、早急に対応させていただきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございます。

では、最後になります。閉会をしたいと思います。

○松浪地区まちぢから協議会副会長B

今日は市民集会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。去年に引き続きまして、市民にとってはいろいろな問題が出ています。例えば、去年も行いましたごみ問題、火災、災害問題。松浪地区では災害問題が一番大事ではないかと思っております。また、ごみ問題にしても、去年もいろいろ皆さんと意見交換いたしました。それはまた、今年継続となっております。それから、クラスター火災にしても、松浪地区が一番火災に弱い地域ではないかと思っております。感震ブレイカーとかいろいろ出ていますが、これからいかに松浪地区が安全なまちにするかということ、行政にいろいろお願いしまして、我々も住みよい松浪地区でありたいと思っております。

今日は行政から、市長、両副市長をはじめ、二十数名の行政の方が参加して、我々の意見を取り組んでいただきたいということで、ご意見を述べさせていただきました。また、市民の皆様は約100名お集まりいただきまして、盛大に市民集会ができたということ、閉会の言葉とさせていただきます。

今日はありがとうございました。